



巻頭言 県立図書館の役割



福島県立図書館長 石本 仁

「無料で本を借りたり、エアコンの効いた静かな環境の中で新聞や雑誌を読むことができる場所。」今年の4月に当館に赴任して来るまでの私の図書館に対するイメージでした。多くの方もおそらくおおむね同じではないでしょうか。

図書館は、法律(図書館法)で、その目的、役割などが定められています。

同法第2条では、「図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義しています。

また、第3条では、図書館が行うサービス(図書館奉仕)として、

- ・ 図書、記録、その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- ・ 職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用の相談に応じること。
- ・ 他の図書館と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- ・ 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- ・ 読書会、研究会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- ・ 教育活動等の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

などを掲げ、これらの実施に努めなければならないとしています。

私は、県立図書館には、大きく分けて三つの役割があると考えています。

一つ目は、「知の拠点」としての役割です。当館では、県民の「知りたい」「学びたい」という知的探求心に応えるため、社会科学や歴史、文学、産業、芸術等のあらゆる分野の資料を収集・整理して閲覧や貸出するとともに、「〇〇について調べているが、どんな資料をみればよいか。」といった調査や研究に必要な資料等を探すお手伝いなどもしています。

二つ目は、福島県に関する資料や情報の継承です。当館では、福島県や県内市町村に関する様々な資料や県民の著書、行政資料などを網羅的に収集して永年保存しています。これからも福島県の歴史や文化を後世にしっかりと伝えていきます。

三つ目は、市町村への支援です。これは、県内図書館では当館が唯一持っている役割と言えます。現在、県内59市町村のうち、25の町村が図書館未設置となっています。これら町村の住民の読書環境を支援するため、移動図書館を年2回(1町村当たり)巡回させています。

また、県内図書館全体のサービスの維持・向上を図るため、市町村立図書館等職員の資質や専門性を高めるための各種研修会等を開催しています。

図書館は、誰でも無料で本を自由に閲覧し、利用することができます。また、何か調べたい時は、職員が資料や情報を探すお手伝いをさせていただいております。

県民に愛され、頼りにされる県立図書館を目指し、職員一同、日々業務に励んでおりますので、是非、当館にお越しいただければ幸いです。

福島県立図書館の市町村支援について

福島県立図書館では、県内の図書館へ向けた支援を行っています。

●あづま号

移動図書館あづま号は、福島県内の図書館未設置町村を年2回ずつ巡回しています。



この他にも、
様々な市町村
支援事業を
行っています。



●協力車

週に2回、協力車で県内の図書館を巡回し、図書館間の相互貸借や情報交換を行っています。

県内の図書館について

浪江町図書館 再開館!

再開館日: 令和4年6月18日

平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による休館から、およそ11年ぶりの再開となります。

浪江町図書館は震災が起きた後も、「浪江 in 福島ライブラリーきぼう」として地域に読書活動の場を提供してきました。「浪江 in 福島ライブラリーきぼう」は令和2年3月に惜しまれつつも閉館し、令和4年6月18日、新たに複合施設「ふれあい交流センター」内に図書館が再開館しました。

図書館内は、木の温かみを感じられ、通路に面して開かれた開放的な作りです。フリーWi-Fi やパソコンブース、絵本コーナー等があり、多くの人が心地よく利用できる場所になっています。



学校図書館サポートセットについて

福島県立図書館では、令和4年4月1日から学校図書館サポートセットが本格稼働しました。

県内の図書館未設置町村の小中学校における学校図書館活動への支援や市町村図書館が行う学校図書館向けサービスの支援を目的として、セット貸出を行っています。調べ学習などの授業でまとまった資料が借りたい時や、学校図書館の所蔵資料だけでは授業に対応できない時などに、ご利用いただけるサービスです。また、学校図書館の選書で何を購入すればよいかわからない時などの参考にもお役に立ていただけます。

セット内容は、ご希望のテーマに合わせて20~40冊程の資料を選んでご用意します。また、各対象学年別にテーマを組んでいる基本セットもあり、全22セットの中からお選びいただけます。(詳しくはホームページをご覧ください)

サポートセットのお申し込み方法や貸出方法は以下の通りです。

※市町村立図書館設置の有無で申し込み方法は異なります。

①市町村立図書館がある自治体

まずは、自治体内の図書館で本を借りてください。自治体内の図書館に本が足りない場合などに市町村の図書館を通して本サービスをご利用いただけます。利用・申込については、市町村の図書館とご相談ください。

※申し込み手続きは市町村の図書館で行ってってください。

②市町村立図書館がない自治体

学校から直接県立図書館へお申し込みください。まずは、お電話でお申し込みいただき、様式2(※)の学校図書館サポートセット借受申込書を県立図書館にメールかFAX、または郵送でお送りください。その後資料が揃いましたら、県立図書館からお近くの公民館図書室へ資料を発送します。県立図書館から申し込み受理の連絡を受け取った後、公民館と受取の調整を行ってください。

(※)様式は、県立図書館ホームページからダウンロードできます。

令和4年度の利用実績数は、18件480冊、内訳は、小学校5校・中学校1校の計6校の学校でご利用いただきました。ご利用いただいた先生や学校司書さんからは、「学校にはない、新しい資料をお借りすることができ、有意義な学習となりました」や、「選書の参考になって良い。セット内容を参考に本を購入したい」等のお声をいただきました。

学校図書館サポートセットの詳細は、県立図書館ホームページ(https://www.library.fcs.ed.jp/?page_id=1449)でも紹介しておりますので、どうぞご覧ください。

学校図書館サポートセットのご案内

調べ学習などの授業でまとまった資料がかりたい時

学校図書館の所蔵資料だけでは授業に対応できない時

学校図書館サポートセットは、授業で資料が必要だけ足りない場合や、まとまった資料が必要な場合にご利用いただけるサービスです。

セット内容 ご希望のテーマに合わせて、20~40冊程のセットを組みます。
例) 「動物の知恵について調べる」「昔の遊びについて調べる」など
また、基本セットからお選びいただくこともできます。(詳しくはHPをご覧ください)

学校にはない、新しい資料をお借りすることができ、有意義な学習となりました。
・申込後、電話連絡をいただき、より希望にそった資料を提供いたしました。
・選書の参考になって良い。セット内容を参考に本を購入したい。等々...

貸出・返却
(貸出対象) 福島県内の小中学校
(貸出期間) 1カ月
(貸出冊数) 1団体1セット(1セット20~40冊)
(申込方法) お電話でお申し込みください
(配送方法) 直接来館、当館が指定する図書館、公民館図書室で受渡し、宅配便

お申込みの流れ
①お電話でお申し込みください。
②発送日の前週の水曜日までに、申込書をメール、FAX、郵送などでお送りください。(毎週木曜日が発送日)
③資料が準備出来次第、ご連絡差し上げます。
④当館から資料を発送します。

お問い合わせ先 福島県立図書館
〒960-8003 福島市寿合字西糞山1番地
【電話】024-535-3218 【FAX】024-536-4787
【Email】 hokkaido-library-sr@fcs.ed.jp
【Web】 https://www.library.fcs.ed.jp/?page_id=1449

福島県立図書館アクションプラン(第4次)について

当館では、平成20年の『「県民を支える図書館」アクションプラン』策定を皮切りに、平成25年「福島県立図書館アクションプラン(第2次)」、平成30年「福島県立図書館アクションプラン(第3次)」を策定、福島県立図書館が重点的に取り組むべき施策を示してまいりました。

今回のアクションプラン(第4次)は、年齢や障がいの有無にかかわらず、あらゆる県民がどこにいても図書館サービスを利用できるよう、また、感染症拡大時や災害時にもサービスを継続できるような運営体制に重きを置いています。第4次アクションプランの大枠は以下のとおりです。

◆ 基本理念

ふくしまの未来をひらくため、「知の拠点」として県内図書館ネットワークを支え、県民一人ひとりの夢と学びを応援します。

◆ 4つの目標

基本理念の実現に向けて、「福島県立図書館が目指す4つの目標」を定め、これに向けた取組を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染予防、新しい生活様式への対応をふまえ、図書館サービスを①非来館サービス(図書館に行かなくても利用できるサービス)の推進、②デジタル情報の発信、③図書館間ネットワークの強化、の3つの視点から充実させていきます。

1 県民のための図書館

福島県立図書館は、資料・情報を収集し、保存し、提供することで、県民の役に立つ図書館を目指すとともに、年齢、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる県民が等しく利用できる図書館を目指します。

2 子どもたちの今と未来のための図書館

ふくしまの未来を担う子どもたちのために、資料を収集し、保存し、伝え、子どもたちの読書活動や主体的・対話的で深い学びを支えることができる図書館を目指します。

3 市町村(図書館・公民館)を支える図書館

県民がどこにいても図書に親しみ、また、生活、学習、事業などに必要な資料を利用できるように、県内の図書館・公民館・学校を支え、ネットワーク体制を強化し、全県的な図書館活動の振興を目指します。

4 ふくしまを知ることができる図書館

「ふくしま」の資料・情報を収集し、保存し、提供することで、将来にわたり、いつでも、どこにいても「ふくしま」を知ることができる図書館を目指します。

これらの目標を実現するために各種事業を実施してまいります。どうぞご期待ください。

福島県立図書館の地震復旧工事が完了しました

令和3年2月及び、令和4年3月に発生した地震により、福島県立図書館では甚大な被害がありました。その復旧工事のため、令和4年5月9日から7月7日のおよそ2か月間休館し、復旧工事を進めて参りました。利用者の皆様におかれましてはご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。

■被害状況及び復旧工事について

ご紹介した箇所のほかにも、利用する皆様が安心してお使いいただけるよう、被害箇所の修繕を行いました。

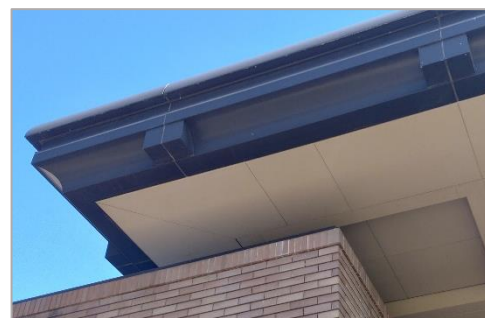
ガラスの破損



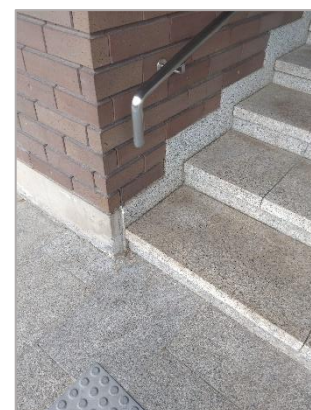
上部の部品破損・落下



軒天破損



正面玄関外 石畳の破損



福島県地域資料 寄贈のお願い

福島県立図書館では、郷土の過去・現在を未来へ伝える資料として、福島県に関する資料や福島県にゆかりのある方の著作物を収集・保存し、県内外の方にご利用いただいています。

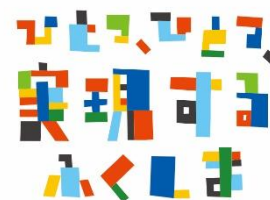
地域資料とは次のような資料です。

- ・福島県や県内各地域に関する資料（歴史、民俗、地誌など）
- ・福島県内企業・団体・行政機関等の発行した資料
- ・福島県内に在住する方、または福島県出身の方の著作
- ・福島県にゆかりのある方の伝記

※ 図書だけでなく、フリーペーパー、雑誌、地図、パンフレット、CD、DVD なども収集しています。

※ 東日本大震災に関する資料は特に重点的に収集しています。

上記のような資料を刊行された際は、当館へ **2部**（保存・貸出用）ご寄贈いただけるとたいへん嬉しく思います。また、地域資料の蔵書を処分される際にも、ご一報ください。



図書寄贈の記録

以下の団体をはじめ、多くの方々から図書のご寄贈をいただきありがとうございました。

寄贈いただいた資料は、当館の活動を通じて広く県民の皆様の利用に供してまいります。

県民のくらし応援文庫（敬称略）

- 福島発電株式会社 106冊(20万円相当) [令和4年8月25日]
- 大槻電設工業株式会社 67冊(10万円相当) [令和4年10月4日]
- 一般財団法人ふくしま未来研究会 270冊(50万円相当) [令和5年1月18日]
- 福島ヤクルト販売株式会社 28冊(5万円相当) [令和5年3月3日]
- 福島発電株式会社 110冊(20万円相当) [令和5年8月24日]
- 大槻電設工業株式会社 53冊(10万円相当) [令和5年10月25日]

その他の寄贈（敬称略）

- 日産自動車株式会社 240冊（県立・市町村図書館、公民館分）[令和4年3月10日]
- 県北浄化センター安全衛生協議会 19冊(5万円相当) [令和4年7月13日]
- 一般財団法人福島県教職員互助会 1124冊(220万円相当) [令和4年11月18日]
- 国際ソロプチミスト福島 65冊(10万円相当) [令和5年2月3日]
- 日産自動車株式会社 65冊（県立・市町村図書館、公民館分）[令和5年3月22日]

『福島県立図書館報あづま』 第72巻（通巻276号）

令和5年11月30日

発行 福島県立図書館

〒960-8003 福島県福島市森合字西養山1番地

電話 024-535-3218(代表) URL <https://www.library.fcs.ed.jp/>